



神奈川県

県指定NPO法人制度 制度の概要

令和6年4月

神奈川県NPO協働推進課

1 指定NPO法人制度とは？

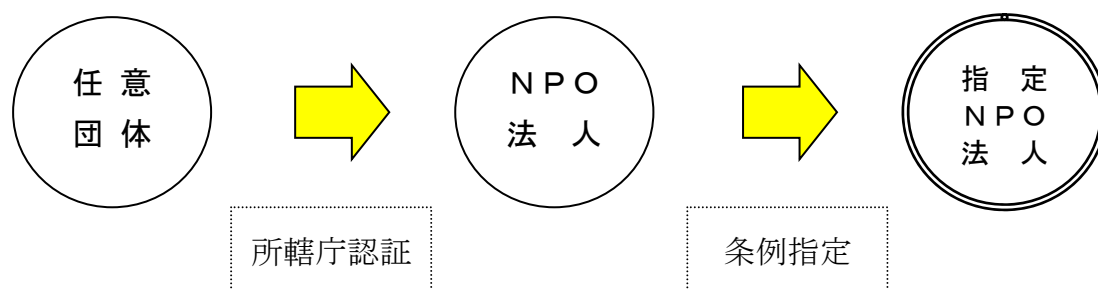
NPO法人への寄附を促す制度です。

その目的は、「NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること」です。

(1) 神奈川県指定NPO法人になるためには、県へ申出し、一定の要件の審査を受けた後、条例で個別に指定される必要があります。

指定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして、条例で個別に指定されているものをいいます。

NPO法人になるためには、所轄庁（都道府県や政令市）からの「認証」を受ける必要がありますが、指定NPO法人になるためには、さらに、一定の要件の審査を受けた後、神奈川県の条例で個別に「指定」される必要があります。



(2) 第三者機関が指定の審査を行います。

知事は、指定に関する要件の審査について、有識者やNPO関係者等からなる第三者機関（神奈川県指定特定非営利活動法人審査会）に諮問します。

また、知事は、審査基準を公開するとともに、第三者機関による審査結果をインターネットにより公表することで、審査の透明性を図ります。

(3) NPO法人の規模の大小にかかわらず、指定を受けることができます。
なお、一定の小規模な法人については、特例があります。

一定の小規模な法人については、情報公開に関する実施の特例があります。（P. 7）

2 指定NPO法人になることによるメリットとは？

(1) 個人の寄附者のメリット

○ 個人県民税の税制優遇を受けられます

指定NPO法人に寄附をした寄附者の個人県民税が、寄附金税額控除の対象になります。(寄附金の4%が税額控除されます。)

※ 政令指定都市在住者は寄附金の2%が税額控除となります

(2) 指定NPO法人のメリット

○ 認定NPO法人に必要とされるPST要件に適合した法人として認められます。

指定NPO法人となることで、認定NPO法人制度の公益要件であるPST要件(パブリックサポートテスト)をクリアすることができます。

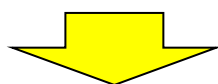
(※併せて寄附金要件が求められることはありません。)

○ 内部管理がしっかりします

指定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。

○ 社会からの信用が高まります

指定を受けるために、一層進んだ情報公開や適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。



指定を受けるためには必要書類等を整える必要がありますが、得られるメリットもたくさんあります。

3 指定NPO法人になるための要件とは？

指定NPO法人になるためには、次の要件を満たす必要があります。

(1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること。

(2) 事業活動の内容について、次の要件に該当していること。(公益要件Ⅰ)

- 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの
- 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの

(3) 特定非営利活動の実績について、次の要件に該当していること。(公益要件Ⅱ)

- 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
- 法人以外の者から支持されている実績があること。

(4) 運営組織及び経理が適切であること。(運営要件)

- 役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること。
- 役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること
- 各社員の表決権が平等であること。
- 会計において、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
- 不適正な経理を行っていないこと。

(5) 事業活動の内容が適正であること。(運営要件)

- 宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
- 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと。
また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
〔※ 雑費・交際費等に計上された贈答品等が、特定の個人法人への利益供与に該当する場合がありますので、ご注意ください。〕

(6) 情報公開を適切に行っていること。(運営要件)

- 事業報告書等について、閲覧の請求があった場合に、条例に従い事務所において閲覧させること。
- 事業報告書等について、条例に従いインターネットにより公表すること。

(7) 事業報告書等を期限内に所轄庁へ提出していること。(運営要件)

(8) 法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。(運営要件)

(9) 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること。

(10) 欠格事由に該当しないこと。

- 役員に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。
- 役員に暴力団の構成員等に該当する者がいないこと。 など

4 3 (2)、3 (3)の公益要件とは、どんな要件なの？

指定NPO法人制度では、次の二つの点から、公益性の判断をします。

- ① 事業活動の内容 [3(2)]、 ② 特定非営利活動の実績 [3(3)]

① 事業活動の内容（ア、イの両方に該当すること）（公益要件Ⅰ）

ア 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

【判断基準】（a、bの両方に該当すること）

- a 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、原則、総支出額の2分の1以上であること。

$$\text{総支出額（事業費及び管理費の総計）} \times 1/2 \geq \text{その他の事業の支出規模（事業費及び管理費）}$$

- b 利益を受ける県民が存在すること。

（ただし、当該法人の活動が他の県民等に著しい不利益をもたらすおそれのある活動でないこと。）

【対象期間】 判断基準(a) 実績判定期間の各事業年度

判断基準(b) 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

イ 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの

【判断基準】（a又はbに該当すること。又は、aに該当する事業費とbに該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。）

- a 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。

（法人の特定非営利活動に係る事業の内容が、行政の計画、施策の効果を高める、あるいは不足を補うものであるなど、相互の間で地域課題の解決に関する一定の方向性の一致があること。）

- b 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。

（法人の活動が、法人の活動地域の住民等が求めている課題の解決に寄与するものであること。法人の活動地域を含む行政の長等へ提出された、100人以上の活動地域の住民等からの要望書などにより確認。）

【対象期間】 判断基準(a)及び(b) 実績判定期間の各事業年度

② 特定非営利活動の実績（ア、イの両方に該当すること）（公益要件Ⅱ）

ア 県内の活動地域において、定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。

【判断基準】（a、bの両方に該当すること）

- a 県内の活動地域において、定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の活動をしていること。
- b 継続的な事業の実施が見込まれること。
（事業の計画、収支（寄附金を含む。）の計画、人員体制の計画を記載した事業計画（5年間）などにより確認）

【対象期間】 判断基準(a) 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

イ 法人以外の者からの支持の実績があること。

【判断基準】（a～eのいずれかに該当すること）

- a 行政等から支持を受けている実績
（行政等との協働、行政等からの助成、表彰など）
- b 企業又は団体等から支持を受けている実績
（企業等との協働、企業等からの助成、表彰など）
- c 地域の住民等から支持を受けている実績
（法人の活動地域の住民等 100 人以上からの署名、100 人以上の住民で構成される自治会からの推薦、無償ボランティアの実績、寄附の実績など）

《無償ボランティアの実績》

- ・無償ボランティア（役員によるものは除き、実費相当を支給するものを含む。）
- ・実績判定期間内の各事業年度中の月平均の無償ボランティア総労働時間数が一定数以上（400 時間（総収入額 300 万円未満の法人は、200 時間、300 万円から 500 万円までは一定の割合による時間）以上）であること。

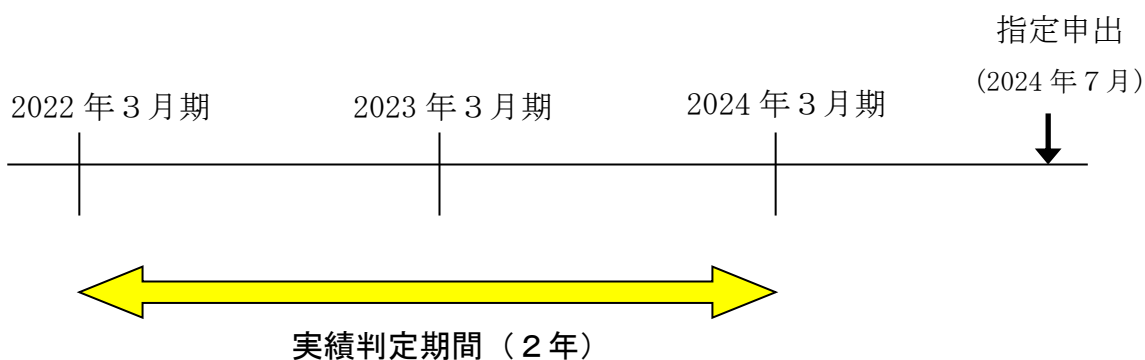
- d 申出のあった法人が中間支援組織の場合、申出法人が支援している団体から支持を受けている実績（中間支援組織から支援を受けている 30 団体以上からの推薦など）
- e その他
（a～d 以外のもので、支持を受けている実績として法人が説明するもの）

5 実績判定期間とは？

【対象期間】 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

実績判定期間とは、指定NPO法人の要件の判定対象となる期間のことで、指定の申出を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前2年（更新の申出をするときは5年）内に終了した各事業年度のうち、もっとも古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいいます。

例 法人の事業年度が4月1日～3月31日の場合（新規申出）



6 小規模法人の特例とは？

一定の小規模な法人（次により算出した額が、年300万円未満である法人）は、指定を受けた後のインターネットによる書類の公開については、任意となります。

算出式 小規模法人

$$\text{実績判定期間における総収入額} \times 12 \div \text{実績判定期間の月数 (24月 or 60月)} < 300\text{万円}$$

7 指定NPO法人となった後にすることは？

主なものとして、次のことを行う必要があります。

(1) 書類の作成及び備置き、情報の公開等

指定NPO法人となった場合には、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程等を作成し、事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があったときは、事務所において閲覧させなければなりません。

また、一定の書類（事業報告書等など）については、インターネットで公開する必要があります。（小規模法人の特例があります。P. 7）

(2) 寄附者に対する手続（受領証の発行など）

寄附者が個人県民税の寄附金控除を受けるためには、市町村に申告する必要があります。そのため、寄附金を受け入れたときには、寄附者にその申告に必要な次の書類を交付する必要があります。

- 【交付書類】**
- ① 寄附金受領証明書
 - ② 寄附金税額控除申告書

また、寄附者名簿を作成し、保存（5年間）する必要があります。

8 具体的な指定申出の手続については？

問1 指定の申出の受付期間はありますか？

答1 通年（開庁日）受付をしておりますが、締切日を4回設けております。まずは、事前相談をお願いします。

問2 書類の提出はどこにするのでしょうか。また、事前相談は必要でしょうか。

答2 県NPO協働推進課に提出してください。
ただし、提出前に事前相談をお願いしています。事前に電話で相談の日時をご予約ください。

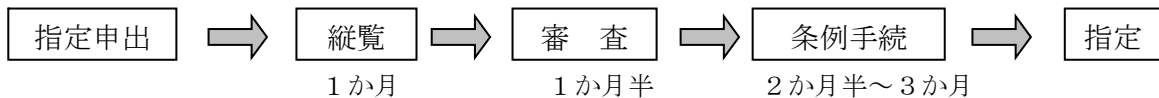
【問合せ先等】

神奈川県 政策局政策部 NPO協働推進課 横浜駐在事務所
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階
（電話）045-312-1121（代表）内線 2865～2868

問3 指定を受けるまで、どのくらいかかりますか？

答3 申出をしてから、概ね5～6か月程度かかります。

【参考】指定の流れ



【参考】指定までの日程等（予定）

申出の時期	指定の時期	控除対象となる寄附金
2024年4月末まで	2024年10月中旬	2024年1月1日以後
2024年7月末まで	2024年12月下旬	
2024年9月末まで	2025年3月下旬	2025年1月1日以後
2025年1月末まで	2025年7月下旬	

※寄附金控除の対象となる期間は指定された年の1月1日に遡及して適用されます

問4 申出に必要な書類や手引書などは、どこで入手できますか？

答4 様式や手引書については、県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370165/p755486.html>

問5 指定を受けた場合、寄附金について市町村民税も控除の対象となりますか？

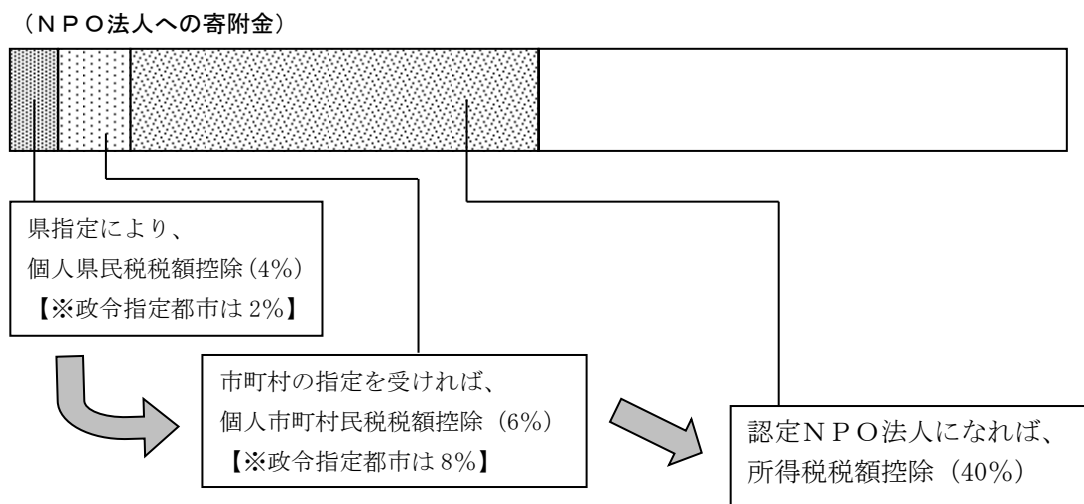
答5 この県の指定による寄附金控除は、個人県民税が対象となります。

市町村民税の寄附金控除を受けるには、県の指定とは別に、市町村の指定を受ける必要があります。

なお、県の指定を取得した後、認定NPO法人となった場合には、市町の納税課へ届出を行うことで、市町村民税の控除を受けるができる場合（3号指定）があります。（届出が不要である市町もありますので、各市町の納税課等でご確認ください）

※ 条例個別指定（県指定・市町指定）による地方住民税控除を4号指定、認定NPO法人の届出による地方住民税控除を3号指定といいます。

【参考】 寄附者に対する税制上の優遇措置（寄附金控除）



※ 寄附金控除には、適用下限額、上限額等がありますが、ここでは省略しています。